

議第 71 号

下呂市功労者等表彰条例の一部を改正する条例について

下呂市功労者等表彰条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市制 20 周年を迎えるにあたり、表彰の時期を改めるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市功労者等表彰条例の一部を改正する条例

下呂市功労者等表彰条例（平成17年下呂市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(表彰の時期) 第8条 表彰は、 <u>毎年市長が別に定める日に行</u> <u>う。</u>	(表彰の時期) 第8条 表彰は、 <u>毎年11月3日に行う。ただし、</u> <u>特別の理由がある場合は、この限りでない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市功労者等表彰条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市制 20 周年を迎えるにあたり、表彰の時期を改めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 毎年 11 月 3 日の文化の日を表彰する時期としていたものを、毎年市長が定める日に改めます。

(第 8 条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

